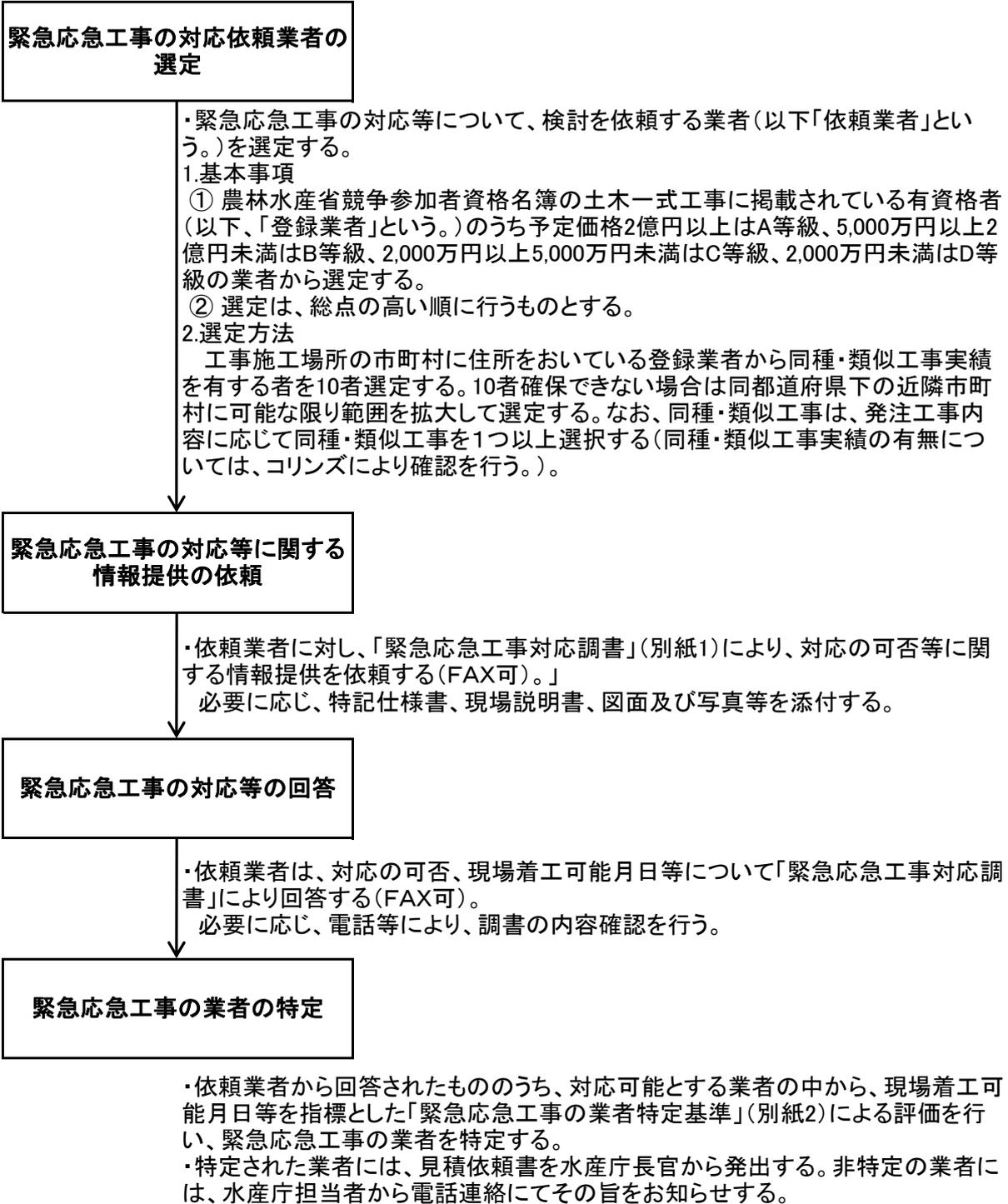


緊急応急工事の業者特定について(試行)

水産庁漁港漁場整備部

災害復旧工事における緊急応急工事の迅速な着手及び透明性・公平性を確保するため、以下の手続きにより緊急応急工事の業者特定を行う(以下、「本特定手続き」という。)



注1. 本特定手続きは、災害発生時における緊急応急工事で実施される手続きとして試行するものである。

注2. 「緊急応急工事の業者特定基準」(別紙2)による評価の内容は、公表しない。

緊急応急工事対応調書

回答期限：平成23年〇月〇日 〇時

緊急応急工事の概要					
施工場所				想定工期	
工事概要		工事数量		その他 (被災状況等)	

会社名	
住所	

緊急応急工事対応
可能 / 不可能

回答日時
平成23年〇月〇日 〇時

区分	対応者	
氏名	調書作成者	配置予定の技術者
所属部署名・役職		
電話番号(会社)		
FAX番号(会社)		
メールアドレス (会社)		
携帯電話		
土木施工管理技士		1級 / 2級

工事対応予定			
現場着工可能月日	現場着工可能月日 における配置可能 人員(作業員)(人)	現場着工可能月日に準備できる主要資機材・数量	
		①主要機材	②主要資材

【記載方法】

- ・ の箇所に記入すること。
- ・ 「緊急応急工事対応」については、「可能」、「不可能」のどちらかに「○」を付すこと。
- ・ 緊急応急工事対応可能な場合は、会社名、住所、対応者、工事対応予定を記入すること。
- ・ 緊急対応工事対応不可能な場合は、会社名のみ記入すること。
- ・ 土木施工管理技士については、「1級」「2級」のどちらかに「○」を付すこと。
- ・ 「回答日時」は、回答の発信時に記入すること。
- ・ 「現場着工可能月日」とは、資機材調達等が一定程度進み、現場での作業を開始できる日をいう。
- ・ 「現場着工可能月日に準備できる主要資機材等の数量」には、具体的に「コンクリート〇m³」、「バックホウ〇台」などを記入すること。

別紙2

緊急応急工事の業者特定基準

評価項目		評価基準	評価点数
① 緊急応急工事 現場着工可能月日		対応可能業者の中で最も早く現場着工が可能な業者に最大30点を与え、最も遅い業者は10点とする。2番目以降の業者については、順位に応じて按分して求められる点数とする。 (例)対応可能業者が8業者で、6番目に現場工事着工が可能な業者の場合： $30点 - 20点 / (8業者 - 1) \times (6番目 - 1) = 16点$	最高30点 最低10点
		対応不可能	欠格
現場着工可能月日における数量等	② 配置可能人員 (作業員)	対応可能業者の中で配置可能人員(作業員)が最も多い業者に最大30点を与え、最も少ない業者は10点とする。2番目以降の業者については、配置可能人員(作業員)に応じて按分して求められる点数とする。 (例)対応可能業者が8業者で、6番目に配置可能人員(作業員)が多い業者の場合： $30点 - 20点 / (8業者 - 1) \times (6番目 - 1) = 16点$	最高30点 最低10点
		未計上	欠格
	③ 主要機材の量	主要機材が最も多い業者	10点
		主要機材が最も多い業者の半数以上の業者	7点
		主要機材が最も多い業者の半数未満の業者	3点
		未計上	欠格
	④ 主要資材の量	主要資材の調達が最も多い業者	10点
		主要資材の調達が最も多い業者の半数以上可能な業者	7点
		主要資材の調達が最も多い業者の半数未満可能な業者	3点
		未計上	欠格

* 必要に応じ、現場工事の完了月日(片付けを含まない。)を評価項目①とするまたは項目としてを加えることができる。

* 小数点以下は四捨五入とする。

* 評価点の合計の結果、1位の者が同点となり複数者となる場合には、有資格者名簿の総点の高い者を1位とする。